福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 人員等確認表

記入年月日	月日 :	年 月	月 日
事 業 所 名	斤名		

□ 留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

チェック項目

項目		内		容		適	不適	根拠
1 専門相談員の員 数・資格	前月の人数は常勤換算方式で、2名以上か。 常勤換算数の算出方法は以下の通り A 非常勤従業者の週平均の勤務時間の合計(時間) B 常勤の従業者が1週間の間に勤務すべき時間数(時間) C A÷B=(人)小数点第二位以下切り捨て							老企第 25 号 11-1-(1) ①②、12- 1-(1) 府 基 準 251、268 府予基準 240、257
	常勤換算数= ※常勤の要勤務 雇用契約)もの ※「育児・介護 30時間として取 サービスの提供は、 表に前月分の人数記 ^{勤務形能}	時間数は、 で、週 32 時 休業法」の 扱扱い可能。 専門相談員の 載の上、チ	時間を下回る場 短縮措置が講 の 資格を有す ェック)	て定める(就 合は 32 時間 じられている る従業者が行っ	とする。 者については、 っ ているか。 (下			
	勤務形態	常勤 専従	兼務	非常勤事從	兼 務			法施行令 第4条
	資格 介護福祉士 義肢装具士							
	保健師 看護師 准看護師							
	理学療法士 作業療法士 社会福祉士							
	指定講習会修了者 計							
	※専門相談員の資格: 理学療法士、作業療 了者							
	※下記の事業所が同いては、一つの事業準を満たしているも1.福祉用具貸与2.介護予防福祉3.特定福祉用具	の基準を満 のとみなす。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	たすことをも					府基準 251-2、268 府予基準 240-2、257

)(職種:)			
いる職員である場		I		
場合は、以下のと イ 当該指定福祉用 ロ 同一敷地内にあ 支障がないと認め 業所、施設等の管 ※ この場合の他の 事業所数が過剰で	業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務しているおりで、管理業務に支障がないか。 具貸与事業所の専門相談員としての職務に従事する場合る又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務にられる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事理者又は従業者としての職務に従事する場合事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべきあると個別に判断される場合や、併設される入所施設においてでス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られて場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支		老企第 25 号 11-1- (2)12-1- (2) 府 基 準 252、269 府予基準 241、258	
ては、常勤換算方 者が、指定介売売 防福祉用具販の指定にている。 につってとが、ことが、なすことが、なず 質別でものででは、こので に、こので は、こので とので は、こので は、こので は、こので は、こので とので とので とので とので とので とので とので とので とので と	事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数につい法で2以上とされているが、当該指定福祉用具貸与事業防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これら所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみ。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、こ的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常でもって足りるものである。			